

石川県公報

平成 27 年 3 月 24 日 (火曜日)

号 外

(第 17 号)

目 次

人事委員会	
○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	10
○石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	19
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	20
○石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	22
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10
○教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	10
○平成二十六年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則	19
○平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則	20
○教育長の営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則	22

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五条の四第四項第一号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

石川県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の旅費に関する規則（昭和三十年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第十条中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改

正する。

第三十八条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第五十二条の二を削る。

第五十三条の二第二項第三号中「若しくは六級地」を「六級地若しくは七級地」に改める。

第五十七条の二の表中「六級地」を「七級地」に改める。

第五十七条の三第二項中「第十条の二第二項第六号」を「第十条の二第二項第七号」に改める。

第五十七条の四の四の二第一号中「該当する職員」の下に「(再任用職員を除く。)」を加える。

第五十七条の四の十二第二項中「八十キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 百キロメートル以上三百キロメートル未満 六千円

第五十七条の四の十二第三項中第二号から第四号までを削り、同項第五号中「一万六千円」を「一万三千円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「二万千円」を「二万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「二万四千円」を「二万六千円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「三万円」を「三万三千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第九号中「三万五千円」を「三万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「四万円」を「四万三千円」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

八 千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 四万八千円

九 二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千円

十 二千五百キロメートル以上 五万八千円

第五十七条の四の十二第三項第十一号を削る。

第五十七条の四の十三第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生(以下この条において「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第五十七条の四の十に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第五十七条の四の十一に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用(法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされたこと。

ロ 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

第五十七条の四の十三第三項第七号中「復帰」を「事由発生」に改める。

第六十二条の二第二項を削り、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第十七条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第六十二条の二第一項第一号中「条例第八条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」を「管理監督職員(条例第十七条の二第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「条例第八条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち」を「管理監督職員のうち」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十七条の二第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二の次に次の一条を加える。

第六十二条の三 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 管理監督職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千三百円

ニ 四種 三千五百円

ホ 五種 二千円

一 管理監督職員のうち高等学校等の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

イ 校長及び別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で校長相当の者が占める職 二千円

ロ 副校長、教頭、別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で副校長相当の者又は教頭相当の者が占める職及び部主事 二千円

2 条例第十七条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第七十一条第一号中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の二百五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

第七十一条の三第三項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改め、「区域は、」の下に「白山市の区域のうち旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村若しくは旧白峰村の区域又は」を加え、「区域又は」を「区域若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改める。

第七十六条の二十一の九第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第二十二条の六第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第七十六条の二十一の四に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に通勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

イ 再任用をされたこと。

ロ 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

別表第一医療職給料表(一)の項中「のうち、人事委員会が定める者」を削る。

別表第三トの表中

短大卒		2.5	5	3
0	2.5	8	11	
高校卒		5	5	3
0	5	10	13	

を

短大3卒		1	5	3
0	1	6	9	
短大2卒		2.5	5	3
0	2.5	8	11	

に改める。

別表第七ロの表中

1級17号給
1級1号給

を

1級21号給
1級3号給

に改め、別表第七トの表中

短大卒	1級11号給
高校卒	1級1号給

を

短大3卒	1級17号給
短大2卒	1級11号給

に改める。

別表第八イの表中

33	34	34	34	35	35	35	36	36	36	37	37	38	38	39	39	40	40	41
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

45	46	46	46	47	47	47	に、	31	31	31	31	32	32	32	32	33	33	33	34	34	35	を	30							
41	42	42	43	43	44	44	を	44	44	44	44	44	44	44	45	45	45	45	45	45	45	45	45	を	45					
48	48	48	49	49	49	50	を	50	50	50	51	51	51	52	52	52	53	53	53	53	53	53	53	を	53					
53	53	53	53	53	53	53	を	53	53	53	53	53	53	54	54	54	55	55	55	55	55	55	55	を	55					
54	54	55	55	55	55	56	を	56	56	56	57													を	57					
68	69	70	71	72	73	74	を	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83							を	83					
16	16	に改め、別表第八ロの表中					69	69	70	70	71	71	72	72	73	74	75	76	77	78	79	80		を	80					
14	14	14	14	15	15	15	を	16	16	16	16	16	17	を	13	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	を	15			
30	31	31	31	31	32	32	を	33	28	29	29	29	29	29	29	30	30	30	30	30	31	31	31	を	31					
32	32	32	32	32	32	32	を	33	32	32	32	32	33	33	34	34	34	35	に、	29	29	29	29	30	30	30	に、	30		
							を	29	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	32	を	32				
30	30	31	31	31	32	32	を	32	32	32	32	33	33	34	34	34	35	35	35	35	35	36	36	36	37	を	37			
50	50	50	50	50	51	51	を	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	52	52	52	52	52	53	に、	30					
74	75	に、					51	51	51	51	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	53				を	53			
70	70	71	71	71	72	73	を	74	75	76	77	を	68	68	69	69	69	69	69	69	69	69	70	70	70	71	72	73	を	73
34	34	35	35	36	36	37	を	38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	44	44	44	45	に、	69	69	69	70	を	70		

23

に

149		99	
-----	--	----	--

を

149		94	
150		94	
151		95	
152		95	
153		95	
154		96	
155		96	
156		96	
157		97	

に改める。

22	23	23	24	24	25	25	26	26	27
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

20	20	21	21	21	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22	23	23
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

81	82	82	82	82	83	83	83	83	84	84	84	84	84	84	85	85	86	86	87
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

21	21	21	22	22
----	----	----	----	----

83	84	84	85	85	86	86	87	87	88	89									
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

80	80	81	81	81
----	----	----	----	----

98		90	90	91	91	91	91	91	92	92	92	92	93	93	93	93	94	94
----	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

81	81	82	82	83
----	----	----	----	----

50	50	51	51	52	52	53	54	55
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

91	91	92	92	93	93	93	93	94	94	94	95	95	96	96	97	97	98
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

28	29	29	30	30	31
----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八二の表中

50	51	52	53	53	54	54	55	55	56
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

49

74	75	75	75
----	----	----	----

に

26	27	28	29	30	31	32	33	33	34	34	35
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

25	26	26	27	27	28
----	----	----	----	----	----

75																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

69	70	70	70	71	71	71	72	72	72	73	73	73	74	74
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

91	91	91	91	92	92	92	92	92	92	93	93	94	94	95
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

70	70	71	71	72	72	73	73	74	74
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

93	94	94	94	95	95	95													
----	----	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

89	89	89	90	90	90	90	90	90	91
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

38	39	39	40
----	----	----	----

を

33	34	34	35	35	36	36	37	38	39
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

90	90	91	91	92	92	93	93
----	----	----	----	----	----	----	----

30	31	31	31	31	31	31	32	32	32	32	32	32	32	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ハの表中

34	35	36	37	37	38
----	----	----	----	----	----

別表第八ホの表中

22	23	24	25	25	26	26	27	27	28
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

21	22	22	23	23	24	24	25	26
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47	48
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

37	38	38
----	----	----

に改め、別表第八トの表中

39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45	46	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

33	34	34	35
----	----	----	----

に改め、

35	36	36	37	38	39	40	41	41	41	42	42	42	43	43	43	44	44	44	45	45	46	46	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

34	35	36	37	37	38	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

48	48	49
----	----	----

を

45	
----	--

を

44	
----	--

に、

26	26	26	26	27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28	29	29
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、

29	30	30	31
----	----	----	----

を

25	25	25	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27	27	27	28	28	28
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第八チの表中

42	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	43	44	44	44	44	44	45	45	45
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

41	41
----	----

に、

41	42	42	42	42	42	42	42	43	43	43	43	43	44	44	44
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

37	37	38	38	39	39	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

39	39
----	----

別表第八の二中

4以上	3	2	1
-----	---	---	---

を

2以上	1	0	0
-----	---	---	---

に改める。

別表第十五を次のように改める。

別表第十五 (第七十一条の三関係)

寒 冷 地 公 署 表

公 署	所 在 地
犀川ダム管理事務所	金 沢 市
湯涌小学校	金 沢 市
芝原中学校	金 沢 市
湯涌駐在所	金 沢 市
農林総合研究センター林業試験場	白 山 市
農林総合研究センター石川ウッドセンター	白 山 市

白山自然保護センター	白 山 市
白山自然保護センター中宮展示館	白 山 市
大日川ダム管理事務所	白 山 市
白山自然保護センター白峰駐在地	白 山 市
白山ろく民俗資料館	白 山 市
白山林道石川管理事務所	白 山 市
白山ろく少年自然の家	白 山 市
河内小学校	白 山 市
鳥越小学校	白 山 市
鳥越中学校	白 山 市
白嶺小学校	白 山 市
白嶺中学校	白 山 市
白峰小学校	白 山 市
しらやま交番	白 山 市
河内駐在所	白 山 市
吉野谷駐在所	白 山 市
鳥越駐在所	白 山 市
尾口駐在所	白 山 市
白峰駐在所	白 山 市

別表第十七中

朝日小学校	金 沢 市	準へき地
医王山小学校	金 沢 市	準へき地
医王山中学校	金 沢 市	準へき地
有機小学校	七 尾 市	特別地
北星小学校	七 尾 市	準へき地

を

医王山小学校	金 沢 市	準へき地
医王山中学校	金 沢 市	準へき地
有機小学校	七 尾 市	特別地

に改める。

別記第一号様式中

任 免 事 項	時 間 給						
	給 料 月 額						
	調 整 額						
	号 給						
	給 料 表						
	発 令 事 項						
発 令 月 日							

を

任 免 事 項	時 間 給						
	給 料 月 額						
	調 整 額						
	経 過 措 置 の 額						
	号 給						
	級 給						
	給 料 表						
	発 令 事 項						
発 令 月 日							

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(条例第十条の二の規定による地域手当の支給割合)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「改正条例」という。)附則第十五項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「条例」という。)第十条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、次表のとおりとする。

支 給 割 合	支 給 地 域
百分の十八	東京都のうち 特別区
百分の十五	大阪府のうち 大阪市
百分の十三	愛知県のうち 名古屋市
百分の二	石川県のうち 金沢市 内灘町

(条例第十条の三の規定による地域手当の支給割合)

3 改正条例附則第十五項の規定により読み替えられた条例第十条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十五とする。

(平成三十一年四月一日までの間における条例第十条の四の規定による地域手当の経過措置)

4 平成三十一年四月一日までの間における次の表の上欄に掲げる一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「規則」という。)の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十七条の三第二項本文	次に掲げる場合	次に掲げる場合(同項の異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた石川県の地域外の地域に引き続き一年を超えて在勤していた場合であつて、同日から一年をさかのぼつた日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域に係る条例第十条の二第二項各号に定める割合が改定されたとき(次項において「石川県外の支給割合の改定の場合」という。)及び次に掲げる場合)
第五十七条の三第二項第二号の表以外の部分	前項第二号に掲げる場合	石川県外の支給割合の改定の場合及び前項第二号に掲げる場合

第五十七条の三第二項第二号の表第五十七条の三第一項第二号イの項区分の欄	第五十七条の三第二項第二号イ	石川県外の支給割合の改定の場合及び第五十七条の三第一項第二号イ
第五十七条の三第二項第二号の表第五十七条の三第一項第二号イの項割合の欄	前日までの間	前日までの間(この号において「石川県外対象期間」という。)
	条例第十条の二第二項各号に定める割合	条例第十条の二第二項各号に定める割合(石川県外対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)
第五十七条の三第二項第二号の表第五十七条の三第一項第二号ハの項及び第五十七条の三第一項第二号ニの項割合の欄	条例第十条の二第二項各号に定める割合	条例第十条の二第二項各号に定める割合(石川県外対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあつては、そのうち最も低い割合)

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

- 5 改正条例附則第十五項の規定により読み替えられた条例第十条の六第二項に規定する三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。
- 6 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き単身赴任手当の支給を受ける職員で、その者の受ける単身赴任手当の月額が施行日の前日において受けていた単身赴任手当の月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間、単身赴任手当の月額のほか、二万三千元に改正前の規則第五十七条の四の十二第三項各号に定める額を加算した額と単身赴任手当の月額との差額に相当する額を、単身赴任手当の加算額(条例第十条の六第二項の人事委員会規則で定める額をいう。)として支給する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 7 この項から附則第九項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第十七項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 二 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第十七項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第十七項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 四 一部施行日 改正条例第二条の規定の施行の日をいう。
 - 五 基準日 改正条例第二条の規定による改正後の条例第二十一条第一項に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。
- 8 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であつた者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの(改正条例附則第十八項から第二十項までの規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつた期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第十八項から第二十項までの規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
- 9 人事交流等により石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の適用を受ける者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者、職員(規則第二条第一号に規定する職員をいう。以下同じ。)以外の地方公務員、国家公務員、規則第五十七条の三の二に掲げる法人に使用される者又は石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)第八条第一項に規定する県設立一般独立行政法人の役員から一部施行日以降に引き続き職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、基準日において当該職員である者に対しては、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその職員でなかつた期間を職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第十八項から第二十項までの規定又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

(改正前の初任給基準表の規定により初任給を決定された職員の号給の調整)

- 10 改正前の規則別表第七ロの表の規定により初任給を決定された職員の号給については、改正後の規則別表第七ロの表の規定により初任給を決定された職員との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和三十九年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「在職年数」を「在級年数」に改め、同条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九 平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第九号)第六条の規定による給料の支給について別段の取扱いをすることを承認すること。

第二条第二十五号中「第十五条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十九号の次に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一教育委員会事務局の項中「教育長」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の別表第一の規定は適用せず、改正前の別表第一の規定は、なおその効力を有する。

教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第4条関係)

職員の区分	職務の級					
	号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	2,000円	2,100円	3,500円	4,200円	6,800円
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900

	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
再任	38	2,900	3,300	5,300	5,900	
用職	39	2,900	3,300	5,300	5,900	
員以	40	2,900	3,300	5,300	5,900	
外の	41	3,100	3,500	5,400	6,000	
職員	42	3,100	3,500	5,400	6,000	
	43	3,100	3,500	5,400	6,000	

44	3,100	3,500	5,400	6,000
45	3,200	3,700	5,600	6,100
46	3,200	3,700	5,600	6,100
47	3,200	3,700	5,600	6,100
48	3,200	3,700	5,600	6,100
49	3,300	3,800	5,700	6,300
50	3,300	3,800	5,700	6,300
51	3,300	3,800	5,700	6,300
52	3,300	3,800	5,700	6,300
53	3,400	4,100	5,800	6,400
54	3,400	4,100	5,800	6,400
55	3,400	4,100	5,800	6,400
56	3,400	4,100	5,800	6,400
57	3,500	4,300	6,000	6,600
58	3,500	4,300	6,000	6,600
59	3,500	4,300	6,000	6,600
60	3,500	4,300	6,000	6,600
61	3,600	4,500	6,100	6,800
62	3,600	4,500	6,100	6,800
63	3,600	4,500	6,100	6,800
64	3,600	4,500	6,100	6,800
65	3,700	4,800	6,300	6,900
66	3,700	4,800	6,300	6,900
67	3,700	4,800	6,300	6,900
68	3,700	4,800	6,300	6,900
69	3,800	4,900	6,400	7,000
70	3,800	4,900	6,400	7,000
71	3,800	4,900	6,400	7,000
72	3,800	4,900	6,400	7,000
73	3,900	5,100	6,500	7,100
74	3,900	5,100	6,500	7,100
75	3,900	5,100	6,500	7,100
76	3,900	5,100	6,500	7,100
77	4,000	5,300	6,700	7,200
78	4,000	5,300	6,700	7,200
79	4,000	5,300	6,700	7,200
80	4,000	5,300	6,700	7,200

81	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300
82	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300
83	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300
84	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300
85	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400
86	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400
87	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400
88	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400
89	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500
90	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500
91	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500
92	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500
93	4, 300	5, 800	7, 000	7, 500
94	4, 300	5, 800	7, 000	
95	4, 300	5, 800	7, 000	
96	4, 300	5, 800	7, 000	
97	4, 400	5, 900	7, 200	
98	4, 400	5, 900	7, 200	
99	4, 400	5, 900	7, 200	
100	4, 400	5, 900	7, 200	
101	4, 400	6, 100	7, 200	
102	4, 400	6, 100	7, 200	
103	4, 400	6, 100	7, 200	
104	4, 400	6, 100	7, 200	
105	4, 500	6, 200	7, 200	
106	4, 500	6, 200	7, 200	
107	4, 500	6, 200	7, 200	
108	4, 500	6, 200	7, 200	
109	4, 500	6, 300	7, 300	
110	4, 500	6, 300	7, 300	
111	4, 500	6, 300	7, 300	
112	4, 500	6, 300	7, 300	
113	4, 600	6, 400	7, 300	
114	4, 600	6, 400	7, 300	
115	4, 600	6, 400	7, 300	
116	4, 600	6, 400	7, 300	
117	4, 700	6, 500	7, 300	
118	4, 700	6, 500		

119	4,700	6,500
120	4,700	6,500
121	4,700	6,600
122	4,700	6,600
123	4,700	6,600
124	4,700	6,600
125	4,800	6,700
126		6,700
127		6,700
128		6,700
129		6,800
130		6,800
131		6,800
132		6,800
133		6,900
134		6,900
135		6,900
136		6,900
137		6,900
138		6,900
139		6,900
140		6,900
141		6,900
142		6,900
143		6,900
144		6,900
145		7,000
146		7,000
147		7,000
148		7,000
149		7,100
150		7,100
151		7,100
152		7,100
153		7,100
154		7,100
155		7,100
156		7,100

	157		7,100			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2 (第 4 条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		1	2,000円	2,500円	3,500円	5,100円
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700

	32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
再任 用職 員以 外の 職員	37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	5,300	6,400	
	39	2,900	3,800	5,300	6,400	
	40	2,900	3,800	5,300	6,400	
	41	3,100	4,100	5,400	6,600	
	42	3,100	4,100	5,400	6,600	
	43	3,100	4,100	5,400	6,600	
	44	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45	3,200	4,300	5,600	6,800	
	46	3,200	4,300	5,600	6,800	
	47	3,200	4,300	5,600	6,800	
	48	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49	3,300	4,500	5,700	6,900	
	50	3,300	4,500	5,700	6,900	
	51	3,300	4,500	5,700	6,900	
	52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000		
54	3,400	4,800	5,800	7,000		
55	3,400	4,800	5,800	7,000		
56	3,400	4,800	5,800	7,000		
57	3,500	4,900	6,000	7,100		
58	3,500	4,900	6,000	7,100		
59	3,500	4,900	6,000	7,100		
60	3,500	4,900	6,000	7,100		
61	3,600	5,100	6,100	7,200		
62	3,600	5,100	6,100	7,200		
63	3,600	5,100	6,100	7,200		
64	3,600	5,100	6,100	7,200		
65	3,700	5,300	6,300	7,300		
66	3,700	5,300	6,300	7,300		
67	3,700	5,300	6,300	7,300		
68	3,700	5,300	6,300	7,300		

69	3,800	5,400	6,400	7,400
70	3,800	5,400	6,400	7,400
71	3,800	5,400	6,400	7,400
72	3,800	5,400	6,400	7,400
73	3,900	5,500	6,500	7,500
74	3,900	5,500	6,500	7,500
75	3,900	5,500	6,500	7,500
76	3,900	5,500	6,500	7,500
77	4,000	5,600	6,700	7,500
78	4,000	5,600	6,700	
79	4,000	5,600	6,700	
80	4,000	5,600	6,700	
81	4,100	5,800	6,800	
82	4,100	5,800	6,800	
83	4,100	5,800	6,800	
84	4,100	5,800	6,800	
85	4,100	5,900	6,900	
86	4,100	5,900	6,900	
87	4,100	5,900	6,900	
88	4,100	5,900	6,900	
89	4,200	6,100	6,900	
90	4,200	6,100	6,900	
91	4,200	6,100	6,900	
92	4,200	6,100	6,900	
93	4,300	6,200	7,000	
94	4,300	6,200	7,000	
95	4,300	6,200	7,000	
96	4,300	6,200	7,000	
97	4,400	6,300	7,200	
98	4,400	6,300	7,200	
99	4,400	6,300	7,200	
100	4,400	6,300	7,200	
101	4,400	6,400	7,200	
102	4,400	6,400	7,200	
103	4,400	6,400	7,200	
104	4,400	6,400	7,200	
105	4,500	6,500	7,200	
106	4,500	6,500	7,200	

107	4,500	6,500	7,200
108	4,500	6,500	7,200
109	4,500	6,600	7,300
110	4,500	6,600	7,300
111	4,500	6,600	7,300
112	4,500	6,600	7,300
113	4,600	6,700	7,300
114	4,600	6,700	7,300
115	4,600	6,700	7,300
116	4,600	6,700	7,300
117	4,700	6,800	7,300
118	4,700	6,800	
119	4,700	6,800	
120	4,700	6,800	
121	4,700	6,900	
122	4,700	6,900	
123	4,700	6,900	
124	4,700	6,900	
125	4,800	6,900	
126	4,800	6,900	
127	4,800	6,900	
128	4,800	6,900	
129	4,900	6,900	
130	4,900	6,900	
131	4,900	6,900	
132	4,900	6,900	
133	4,900	7,000	
134	4,900	7,000	
135	4,900	7,000	
136	4,900	7,000	
137	4,900	7,100	
138	4,900	7,100	
139	4,900	7,100	
140	4,900	7,100	
141	5,000	7,100	
142	5,000	7,100	
143	5,000	7,100	
144	5,000	7,100	

	145	5,100	7,100			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 八 号

平成二十六年改正条例附則第六項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則

平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)第六条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{切替日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額とその1号給下位の号給の額との差額} \times \frac{\text{切替日の前日におけるその者に適用されるその者の切替日の前日における給料月額}}{\text{給料表の最高の号給の額}}$$

$$+ \frac{\text{切替日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額とその1号給下位の号給の額との差額}}{\text{切替日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額}}$$

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例施行規則(平成四年石川県人事委員会規則第十五号)
- 二 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成五年石川県人事委員会規則第九号)
- 三 平成十八年改正給与条例附則第四条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第三号)
- 四 平成二十一年改正条例附則第二項の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成二十一年石川県人事委員会規則第六号)
- 五 平成二十二年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則(平成二十二年石川県人事委員会規則第十一号)
- 六 平成二十三年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額の切替えに関する規則(平成二十三年石川県人事委員会規則第十四号)

平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 九 号

平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第八項から第十項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十六年改正条例附則第八項に規定する職員から除かれる人事委員会規則で定める職員)

第二条 平成二十六年改正条例附則第八項に規定する職員から除かれる人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「規則」という。)別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員
- 二 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員
- 三 切替日前に次に掲げる期間(この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(規則第四十二条、石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)第八条又は石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)第十九条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの
 - イ 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
 - ロ 法第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 - ニ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間
 - ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間
 - ヘ 教育公務員特例法(昭和三十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - ト 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「勤務時間条例」という。)第六条及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第七条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
 - チ 法第二十六条の五第二項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - リ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
- 四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員
- 五 切替日以降に再任用職員異動(法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条第一項若しくは第二項第二号又は学校職員勤務時間条例第三条第一項若しくは第二項第二号の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。)をした職員
- 六 切替日以降にその者が属する職務の級が四級又は五級である教育職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「条例」という。)別表第三イ又はロの適用を受ける職員をいう。以下同じ。)

七 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成二十六年改正条例附則第八項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が一回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第七号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を一回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第七号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十六年改正条例第二条の規定による改正前の条例（次号において「改正前の条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表、平成二十六年改正条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）別表第一から別表第三までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（同日に一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第六条第四項の規定の適用を受けていた職員にあっては、同日にその者が受けていた同項の規定による給料月額。ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第二条第二項第一号又は学校職員勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第一から別表第五までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、条例第四条の二各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員でその者が属する職務の級が四級又は五級である場合（その者が属する職務の級が四級である場合で第二号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において受けていた給料月額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年石川県条例第五十三号）第三条第一項に規定する教職調整額の合計額

七 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を、平成二十六年改

正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

(平成二十六年改正条例附則第十項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第十条第二項に規定する退職派遣者、職員以外の地方公務員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。) (当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。) であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を、平成二十六年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年改正条例附則第九項の規定による給料の額に相当する額を、平成二十六年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第五条 平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を待て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 平成十八年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年石川県人事委員会規則第四号)
- 二 平成二十五年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十五年石川県人事委員会規則第三号)
- 三 平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十六年石川県人事委員会規則第五号)

教育長の営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

教育長の営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。)第十一条第七項の規定により、教育長の営利企業等の従事制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(兼業禁止の指定)

第二条 法第十一条第七項に規定する人事委員会規則で定める地位とは、営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則(昭和二十六年石川県人事委員会規則第九号)第二条各号に掲げるものをいう。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、この規則の規定は適用しない。